

『宝物殿所蔵史料からみた總持寺の歴史』

大本山總持寺宝物殿館長 納富 常天

皆さんこんにちは、私は皆様のお手元にお配りしてある資料により話を進めていきたいと思つております。テーマは「宝物殿所蔵史料からみた總持寺の歴史」としてありますが、内容から云つて「歴史」の後に、「一端」とか「二側面」とかを入れなければいけないと思つております。資料には五項目を挙げておりますが、その順序に従つて話を進めていきます。

その前に宝物殿の史料について紹介しておきたいと思います。宝物殿の史料は、總持寺伝承のものと、近世以降に寄進されたものに大きく分けることができます。近世以降に寄進された史料は、道正庵や独住歴代禪師などからの寄進を受けたものが中心ですが、これらは絵画・彫刻・工芸・典籍・書跡・拓本・古文書からなっています。まことに、近世までのものですが、重要文化財「提婆達多像」・「前田利家夫人像」・「紹瑾和尚像」三件、横浜市指定文化財「徐芸和尚像」・「前田利家像」の二件を含む一〇八件。彫刻は一五〇件、工芸は重要文化財「刺繡獅子吼文大法被」一件、横浜市指定文化財「金銅不動明王種子懸仏」一件を含む一二二件、典籍はもつとあつてしかるべきですが、重要文化財「觀音堂縁起」一件、横浜市指定文化財「天童如淨和尚錄」一件を含みわざかに三四件、

書跡は芙蓉道楷・中峰明本・宗峰妙超・隱元隆琦禪師の墨跡など七二件、拓本一七件があり、今日お話する中心になる古文書は一五〇〇点余りあります。その中には中世関係が一七〇点含まれておりますが、これらの古文書は總持寺自体の成立と発展に関する古文書、それから大本山出世道場としての總持寺に關係する古文書、このように分けてよいかと思つております。またあとで圭室先生から祖院にある古文書についてお話があると思いますが、祖院には大量にあるようです。しかし大部分は近世の史料で、中世関係は幾らもないようです。それで中世関係の古文書は殆んど鶴見に移されたと考えてよいと思います。

それでは資料に基づき話を進めたいと思います。I 「總持寺の成立と瑩山紹瑾」ですが、(1)總持寺の成立については諸岳觀音堂院主定賢権律師が、觀音堂や寺領・敷地を瑩山紹瑾禪師に寄進し、禪院に改めたことに始まります。重要文化財『觀音堂縁起』これは『中興縁起』とも言つておりますが、元亨元年（一二三二）六月一七日に瑩山禪師が自ら總持寺成立の由来をお書きになつたものです。これを見ますと、能登國^{あけ}鳳^{しらべ}至郡^{しづく}櫛比庄^{くじひじょう}に諸岳觀音堂というのがあり、それは行基菩薩の建立になるもので、当庄（櫛比庄）最初の伽藍であるのみならず、觀世音菩薩靈驗無双の道場であるというような事が書いてあります。そして瑩山禪師が觀音大士（菩薩）の靈夢を得し總持寺に赴いたということが書いてあります。そして瑩山禪師が觀音大士（菩薩）の靈夢を得し總持寺となんさんと欲すとあるのみならず、この觀音堂は仏法縁熟の靈場であつたからこの請に赴くということが書いてあります。そして末尾に「諸岳山總持寺中興沙門釈迦牟尼仏五十四世伝法瑩山紹瑾」とあり、お釈迦様から数えて五四世にあたると誇示されています。このように、定賢権律師の觀音堂寄進によつて赴かれたわけですが、山門や僧堂などをお建てになつて、伽藍結構を整備して禪寺にされたということになります。瑩山禪師の永光寺在住中の記録『洞谷記』には「本院主定賢権律師、永代伽藍興隆のため僧所となす。その志これを捨つすべからず」とあつて、

定賢権律師が僧院を建てたことを無視できないから招請に応じたと述べられています。なお、資料にある※は總持寺宝物殿にない史料で、大部分は石川県羽咋市にある永光寺の史料であります。

つぎに(2)ですが、これは定賢権律師が瑩山禪師に觀音堂とその寺領および敷地を寄進した文書「諸岳寺觀音堂寺領敷地事」であります。これには元亨元年（一三二二）七月二三日の日付で、東は火尾を限り、南は厨谷向谷を限り、西は長峰を限り、北は荒志の横道を限ると、敷地の範囲を示してありますが、実際に何坪だとか、広さについては具体的に書いてありませんから、寺領の反別はわかりません。その後觀音堂はどうなったかといいますと、全く無くなつたわけではないようです。正慶二年（一三三三）の「諸岡寺院主職補任状写」という古文書があり、これには櫛比庄桑谷内村の諸岡寺院主職を、定賢が定員にゆずつた旨が記されていますから、場所を移して觀音堂は続いていたことがわかります。

それから(3)の「後醍醐天皇綸旨写」であります。これを見ますと元亨二年（一三二二）八月二八日の日付で「總持寺は曹溪の正脈をつぎ洞上の玄風を振う。日域無双の禪苑たるによつて曹洞出世の道場に補任す。また紫衣の着用を許す。」というようなことが書いてあります。この「後醍醐天皇綸旨写」は總持寺にとりまして非常に重要なものです。もうひとつ、これは時代が下つたものですから資料には挙げておきませんでしたが、前田家の外護であります。前田利家が加賀・越中・能登の三国を支配するようになりますと、越前時代から帰依していました大透圭徐の関係と、總持寺が能登における最も有力な寺院であつたことから、前田家は總持寺を非常に大事にしています。そして三代利常の時代には四〇〇石の寺領を与えていますので、後醍醐天皇と前田家は總持寺の外護者として最も重視しているわけです。

つぎに(4)成立当初の總持寺は「能登国第三の僧所」であると『洞谷記』の「山僧遺跡寺々置文」に書いてあります

す。第一は羽咋市にある洞谷山（永光寺）です。この永光寺には五老峰という遺跡があります。五老峰とは道元禅師の師匠である中国の天童如淨禅師、それから道元禅師、弧雲懷弁禅師、徹通義介禅師、瑩山禪師、この五人の遺品がこの中に納めていますから、諸山のうち最も崇重すべきであるとしています。つぎに光孝寺は能登国最初の独住所で、門徒宿老の休息所であるから第二の僧所であるとして、總持寺は第三の僧所、すなわち三番目の修行道場であると位置づけてあります。何故三番目かと考えてみると、経済的な基盤が非常に薄弱だったのではないかと思つております。ただ瑩山禪師は「篤信の檀越を得るとき仏法即ち破滅するなり。檀那を敬うこと仏の如くすべし。戒定慧解みな檀那の功によつて成就す。師檀和合せざれば仏法即ち破滅するなり。師檀和合して親しく水魚の昵をなし、来際一如にして骨肉の思を致すべし。用心かくの如くならば、實にこれ当山の師檀たるべし。縦い難値難遇の事ありとも、必らず和合和睦の思を生ずべし。」と檀家を重視するよう強調しておられます。これは今日の寺院經營にも最も重要なことではないかと思つておりますが、このような思想、あるいは考え方が、曹洞宗教団の形成——大教團として発展した——の大きな要因だったと考えております。

つぎに(5)『瑩山清規』ですが、瑩山禪師が著された修行規則であります。もちろんこれは道元禅師の『永平清規』を参考にしておられるることはいうまでもなく、いざれも修行本位であります。『瑩山清規』は日中・月中・年中の行事を中心として儀式の莊嚴化、あるいは密教の導入を行うなど、民衆の要望にこたえているのが『永平清規』との大きな違いであります。このように檀家を重視するということが清規＝修行規則にまで反映していることは注目しなければなりません。

それから(6)總持寺住持職を峨山韶碩にゆするでありますが、瑩山禪師は總持寺を開かれてからわずかに三年間住職をされております。そしてその後を峨山禪師にお譲りになるわけですが、峨山禪師は四二年間という長期間にわ

たり總持寺の住職をなされ、その発展に尽くされています。「瑩山紹瑾住持職讓状」と「總持寺讓与及法衣伝授語」によりますと、峨山禪師は三〇年修行を共にし、二十四歳で開悟したすぐれた人物であるから、總持寺を譲り、その証拠として法衣を伝授するとしております。

それからⅡ「總持寺の發展と峨山韶碩」ですが、四二年間にわたる住持の間には、堂塔伽藍の整備はいうまでもありませんが、(1)總持寺の基礎確立で最も大事なことは、弟子の育成です。もちろん瑩山禪師も四人のすぐれた弟子を育成されていますが、瑩山禪師は五哲あるいは二十五哲といわれるくらいにたくさんのすぐれた弟子を育成されています。とりわけ五哲を開基として五院が成立します。これについては後で伊藤先生がお話しになると思いますが、太源宗真(？—一三七〇)、通幻寂靈(一三三三—一三九一)、無端祖環(？—一三八七)、大徹宗令(一三三一一四〇八)、実峰良秀(一三一八—一四〇五)がそれぞれ開基となり、普藏院、妙高庵、洞川庵、伝法庵如意庵が成立することになります。実際に出来あがつたのは史料によるかぎり応永一五一八年(一四〇八—一四一〇)ころですが、開基をこの五人に帰しているわけです。それから次に「門流の全国的展開」ですが、二十五哲の人達が多くのお寺を開くわけです。その開いたお寺の場所をみると、加賀、丹波、越前、近江、越中、能登、備中、下総、伯耆、陸奥、薩摩、陸中などで、全国的に散在していることがわかります。これと次に述べる輪番住持制とあわせて、總持寺教団が全国的に展開し發展する中核になつたことは間違ひありません。

このように總持寺の發展は弟子の育成、門流の全国的展開、それと(2)「總持寺の輪番住持制」であります。この輪番に住持する制度は瑩山禪師が開創した永光寺でも行されていました。『洞谷記』の「山僧遺跡寺々置文」に「洞谷山(永光寺)は、嗣法人々、連續して住持興行すべし。」とあり、また「永光寺尼未来際置文」にも「瑩山門徒中、嗣法の次第を守り住持興行すべし。」との如きは山僧の遺跡諸山の内、崇重すべき遺跡なり。嗣法人住持興行す

べし。」とあるように、嗣法した人が連續して住持をする、また嗣法の次第、順序を守つて住持興行するように瑩山禪師はお示しになつております。それで、明峰素哲、峨山韶碩、無涯智洪、壺庵至簡のすぐれた四人の弟子が輪番に住持をしております。このような永光寺の輪番住持制を更に補強して、峨山禪師は再度にわたり置文をして總持寺における輪番制を設けています。まず「惣持寺未来住持職事」（慶安二年 一三六二）には「右彼の寺は、瑩山和尚、韶碩に譲与する処なり。仍つて後代の住持職においては、韶碩嗣法の中において、器用の仁を撰び、住持職に補すべし。末代においてこの旨を守り、住持すべきの状件の如し。」とあり、總持寺の住持職は韶碩の弟子で、器用の仁——優れた人物——でなければならぬとし、末代までこの旨を守るよう定めています。さらに二つめの「惣持寺山門住持職事」（貞治三年 一三六四）では、「韶碩門下、嗣法の次第を守り、五ヶ年住持すべし。もしこの中山門の廢あらば、法眷等相い寄り評定すべし。仍て後証のため、垂示件の如し。」とあり、嗣法の順序を守り、五ヶ年住持する。また山門衰退の折には法眷＝同門のものが集り、協議するよう定めています。この輪番住持制の詳細については伊藤先生にお話をいただくことになつていますからここでは省略したいと思います。

それから⁽³⁾「總持寺（峨山韶碩禪師時代）の外護者と寺領の発展」ですが、これはとりもなおさず経済的基盤の充実ということになります。その実情は（A）～（K）によつてわかります。

（A）嘉曆二年（一三三二七）一二月 櫛比庄預所鴨某田地寄進状

諸岡寺大般若經并五部大乘經供忻田事

合一段二（畝）

（B）嘉曆四年（一三三二九）二月 定賢田畠施入状

反別不明

（C）元弘三年（一三三三）一二月 領家某田地寄進状

諸岡寺大般若田事

合一段

(D) 建武元年（一三三四）一一月 地頭幸蓮田地寄進状

櫛比庄内二ヶ村聖天社御供田事

合百刈ハ一段

(E) 建武二年（一三三五）三月 地頭政所寄進状

聖天御供料田坪付事

合五畝

(F) 暦応四年（一三三四）八月 藤原よりただ（地頭）中院（櫛比莊領家）某田地寄進状

諸岡寺々田事

合六畝

(G) 文和三年（一三五四）八月 藤原よりただ（地頭）富来院鮎上村地頭職内田地事

富来院鮎上村地頭職内田地事

反別不明

(H) 延文三年（一三五八）一一月 長信氏田地寄進状

櫛比庄内保村田地事

合一段四畝

(I) 康安元年（一三六一）一二月 長秀連田地避文

櫛比庄内保村堀越宮前田

合百刈ハ一段

(J) 貞治四年（一三六五）三月 尼しゆ一田地寄進状

高畠小柴村田事

合百刈ハ一段

(K) 貞治四年（一三六五）五月 尼りやうこ寄進状

高畠小柴村田事

合百刈ハ一段

これをみますと、寄進者は諸岳觀音堂と寺領・敷地を寄進した定賢をはじめ地頭・領家が殆んどですが、なかでも長氏（長谷部氏）は後世まで有力な外護者として活躍しています。下の方に田畠の反別を書いておきましたが、

「刈」という単位が出来てきます。これは能登地方における田地の単位で、百刈は一反だそうで、これらを集計すると寄進された田地は、反別不明を除き八段七畝になり、總持寺の經濟的基盤が充実したことがわかります。

つぎにⅢ「文化三年（一八〇六）の火災と勸化による再建」ですが、總持寺は他の大寺院と同様に屢々火災につっています。記録などにより判明しているだけでも、大小の違いはあります。永祿四年（一五六二）、元亀元年（一五七〇）、天正一八年（一五九〇）、慶長二年（一五九七）、同一九年（一六一四）、文化三年（一八〇六）、明治三一年（一八九八）に兵火や失火により焼失しています。なかでも天正一八年、文化三年、明治三一年は主要堂舎の大部を焼失していますが、文化三年の場合はその再建も含め関係史料が多分にあつて詳細に知ることができます。（これについては『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第九号に「江戸末期における總持寺の実情（二）——文化三年の火災と再建を中心として——」の論題で掲載してあります。）

(1)火災発生の日時と原因ですが、火災は文化三年正月二一日暁天寅の下刻、伝法庵開基大徹宗令四〇〇回忌（正當命日は一月二十五日）法要準備中、失火により如意庵から出火し、折りからの西の大風により、卯の下刻迄、約二時間の間に主要堂舎一七棟が鳥有に帰しています。(2)勸化による再建ですが、早速に焼失を免れた普蔵院・洞川庵や塔頭などを利用し臨時体制（太清院を妙高庵、永福寺を伝法庵、青陽軒を如意庵の仮住居にする）を組み、大般若經転読をはじめとする日々の勤行や、転僧式その他本山としての寺務に支障がないようにすると同時に、再建諸堂舎の規模・経費とともに絵図面を付し、「能州總持寺焼失諸堂舎再建入用金積立帳」＝焼失諸堂舎再建勸化願（諸堂舎三二一件、金高四八〇二〇両余）を寺社奉行に提出しています。（諸末寺へ勸化する場合は、その他に焼失諸道具・法器などを加算すると一一万両余になるとしています）しかし容易に事は運ばず、三年経過した文化六年一月ようやく勸化再建許可が下りますが、文化五年には江戸志願（再建勸化願）と再建成就のための寺檀における

諸運動が活発に行われています。一石一字法華経書写、大悲呪・般若心経一万偏諷誦、祕仏觀音菩薩像の開帳、高雄山觀音堂一萬度参詣（門前中五三軒の面々）、理趣分五座、金毘羅山一〇〇度参りなどでした。あるいはこのようないくつかの諸運動が裁下にあい通じたのかかもしれません。

勸化金の総高は四万両とし、一五〇〇両にのぼる音物（進物、贈物）・掛落・襟巻・足袋・風呂敷・扇子・杉原紙など）を用意し、諸国曹洞宗諸寺院に対し勸化僧を派遣して、五年から七年の年賦で勸化しています。また(3)勸化金の取扱いと問題ですが、勸化金の管理と運用については、文化九年閏三刹（竜穩寺・總寧寺・大中寺）と「能州本山再建勸化金取締方規定書」をとり決めています。それによると勸化金のうち、差当り二万両を再建手当とし、七〇七〇両を永代本山修復手当金として閏三刹が預り、諸雜費を差し引いた残金は諸国録寺預にして、三〇両に一步の利分で貸しつけることにしています。

(4)再建実費ですが、諸堂再建の実情は文化三年、妙高庵・伝法庵・如意庵仮屋から嘉永四年（一八五二）の如意庵再々建まで四五年間にわたって造営され、「諸堂舎造営記」によりますと、法器、諸道具の買入れまで加え、二七二九八両二歩二朱を要しています。また『公用手控』は、一三三五五二両二歩とし、總持寺代官星野守善の「日監」は、文化三年から文政一二年（一八二九）、まで一四年間に一一〇九貫六三五匁四分（一八五〇〇両）としています。これは積算基礎の違いによるものと思いますが、「焼失諸堂舎再建勸化願」の経費と比較しますと、いずれも低額になります。

IVは「安政六年（一八五九）の總持寺」ですが、「安政六年諸般書上」は安政六年における總持寺の実態を示すものです。これについては来年度の『鶴見大学佛教文化研究所紀要』第一〇号に詳述する予定ですから、ここでは概略を述べることにします。安政の大獄の次の年に当りますがこの諸般書上は前田家の寺社奉行宛に書き上げたも

のです。これには(1)諸堂軒數書(2)定詰人別(3)年分収納(4)年分出方(5)收支(6)その他からなっています。(1)諸堂軒數書は総門、勅使門、山門、仏殿、祖師堂をはじめ八一の堂舎が掲げてあり、その桁（間口）と梁（奥行）が記録されています。これと焼失諸堂舎再建勧化願と対応できるものを比較してみると、例えば、安政六年諸般書上の仏殿は一〇間五尺四面、これに対し焼失諸堂舎再建勧化願は九間半四面とあるように、それぞれ祖師堂の二六間三尺五寸×一七間二尺に対し一七間半×一四間、大庫裡二六間一尺五寸×一五間に對し一四間四尺×一三間というように、いずれの堂舎も安政六年諸般書上が焼失諸堂舎再建勧化願よりも規模が大きくなっていることがわかります。再建経費は低額になり、節減されているにも拘わらず、諸堂舎の規模が大きくなっていることは、如何ように理解したらよいか、今後の研究にまかせたいと思います。

つぎに(2)定詰人別ですが、五院をはじめとする諸堂舎およびそれに付隨する諸役があり、随侍・隨徒の僧と譜代の家来・下男など、僧俗あわせて四五八人を数えています。そのうち出家者は二八二人、俗人は一七六人からなる構成ですが、出家者には禪堂詰他国行脚僧三五人が含まれており、俗人は賄方、勘定方、作事方、掃除方などの上下働くからなっています。

それから(3)年分収納（収入）は二七五八両ですが、このうち出世僧二五〇ヶ寺の官金一二五〇両が中核で、そのほかに東照宮様永代御祈願料一〇〇〇両、諸国末派并信俗の古祠堂元金四二〇〇両、および新祠堂元金三六〇〇両の利金五七〇両、関三ヶ寺からの年賦金（再建勧化金一〇〇〇〇両未納に対するもの）三〇〇両、諸国末派への貸付金三八〇〇両の利金三八〇両、本山入院披露並諸末派僧侶などの香資料一五〇両程、謚公文官金一〇〇両からなっています。そのほかに寺領四〇〇石からの三二〇俵（五斗入）があります。

また(4)年分出方（支出）は出世僧二五〇ヶ寺に關係する年分出方の金一一五両、銀四七貫一一五匁（金七八五両

一分二朱と二匁五歩)と、法要営弁費ならびに役料扶持からなる年分役料扶持方等の一〇三四両と銀二三貫一四〇目および銀四三枚、総計二三二一両二分二朱と銀五匁五歩です。はじめの年分出方は出世僧を基準にして、五院・芳春院・塔頭・塔司・小役係・賄方などへの配分、および公文作成にかかる消耗品(筆・墨・紙など)、出世僧路資、授与掛絡、推挙師への音物からなつており、つきの年分役料扶持方等出方は、開山忌・二代忌・二祖三仏忌などの営弁費、および芳春院・五院役局をはじめ代官・大工棟梁・五職人頭などへの扶持からなっています。

それから、(5)收支は年分収納金が二七五八両、玄米が二一〇石、年分出方金が一三三二両二分二朱 銀五匁五歩でありますから差し引き四三六両一步の黒字になりますが、これは年分修復代に充てるとしています。

しかし(6)その他として修復料の不足分五〇〇両、公訴と寺領四ヶ村の打続く凶災による利金の目減り一二〇〇両、さらには京都・御公儀・加州家への年礼や臨時吉凶などの三〇〇両、合計一〇〇〇両はすべて借財になるとしています。しかしこのような状況下にありながらも安政六年江戸城本丸の炎上に際しては、二〇〇〇両を上納しています。また安政四年から六年にかけて廻船問屋小酒屋半右衛門から一〇〇〇両、米問屋金沢嶋屋源兵衛から一〇〇〇両などを借財しています。したがいまして貸してもいるし借金もするという台所事情で、財政的に大変苦しい状況にあつたことがわかります。

最後に、V「伊達藩(松平陸奥守)借用金」は幕末の文久二年(一八六二)に、五〇〇〇両を月八朱で仙台藩に貸しています。もちろんそれには仙台の觸頭輪王寺・昌伝庵・泰心院・松音寺の四ヶ寺が保証人になつて貸していますが、慶応三年一月以来六六ヶ月間の利息を滞納しております。その利息はなんと二六四〇両にのぼり、元金の半分以上で元利合計七六四〇両にもなつたので、四回にわたりその返済方を歎願しましたが、殿様はなかなか応じてくれませんでした。その後廢藩置県になりましたが、宮城県知事は相変らず伊達の殿様でした。しかしその時も

返済してもらえませんでした。そのうちに官選知事になり、県は関知しないという理由で完全に貸し倒れという状況になつてしまつたので、明治五年六月 東京裁判所へ訴訟をしております。訴訟をしたことと示す文書はあります
が、その後の結果についての文書がありませんので、どのようになつたかわかりませんが、多分貸し倒れになつたのではないかと思います。これに類する問題が日本全国に沢山あつたのではなかろうかと思つて敢て紹介しました。

時間がちょうど来たようですから、以上をもちまして私の発表を終らせていただきます。ありがとうございます。